

大飯発電所4号機の高経年化対策に係る  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2021年12月3日  
関西電力株式会社

当社は、原子炉等規制法に基づき、2023年2月2日に運転開始から30年を迎える大飯発電所4号機について、高経年化技術評価を実施するとともに長期施設管理方針を策定※し、本日、高経年化対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請を原子力規制委員会へ行いました。

今回実施した高経年化技術評価では、現在行っている保全活動に加えて、一部の機器に対して追加保全策を講じることで、運転開始から30年以後においてもプラントを健全に維持できることを確認しました。

当社は、今後とも国内外の最新知見を積極的に取り込み、安全性・信頼性の向上に取り組んでまいります。

※「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に、原子炉の運転を開始した日以後30年を経過する日までに、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物について、経年劣化に関する技術的な評価（高経年化技術評価）を行い、この評価結果に基づき今後10年間に実施すべき原子炉施設についての施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を策定し、保安規定に反映することが義務付けられている。

また、申請時期については、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」の中で、運転開始後28年9月を経過する日から3月以内に保安規定の変更認可申請をすることが定められている。

以上

添付資料1：大飯発電所4号機 高経年化技術評価の概要

添付資料2：大飯発電所4号機

これまでの主な保全活動と長期施設管理方針の概要

機號所4電發飯大

高経年化技術評価の概要

1. 総経年化技術評価 (30年目) | 三社合一

原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以後30年を経過する日までに、原子炉施設の安全機能を有する機器・構造物等について、この評価結果に基づき、30年を超える10年間に実施すべき施設管理に関する方針(長期施設管理方針)を定めるもの。

大飯4号機の高経年化技術評議会

太飯4号機の安全機能を有する機器・構造物等を対象<sup>※1</sup>とし、これまでの運転経験や最新知見等を踏まえ、疲労弱れ、疲肉等の経年劣化事象が発生していないか、今後の運転で経年劣化事象が発生しないかを検討した。更に、経年劣化事象が発生する可能性のある機器・構造物は、運転開始60年時点の劣化状況を想定<sup>※2</sup>し、現状の保全活動で安全性が確保されているかを確認するための評価を行った。

図1：査査対象となるのは、安全上重要な機器・清造物（ポンプ、容器、配管、建屋等）および常設重大事故対処設備（空冷式非常用発電装置、静的整流式水素供給装置、電動機等）。

卷之三

安全機能を有する機器・構造物等は、現在行っている保全活動の継続ぶり一部の機器・構造物の追加保全を講じることで、プロジェクト全体の導入・機器・構造物の健全性が長期的に確保される。

長期施設管理方針

高経年化技術評価の結果抽出された追加すべき保全策を、運転開始後30年以内に実施すべき長期施設管理方針として下記のとおり取りまとめた。

内容	
中長期	原子炉容器の第4回監視試験を計画 過渡回数の実績を継続的に確認 (推定過渡回数を上回らないことを確認)
中長期	今後の知見拡充※に基づくシステム構成の供用期間中検査計画への反映
中長期	※2 中長期計画

以上が、下記とし2023年2月2日からの10年間をいう。

※3： フランの起動・停止等に伴う温度・圧力変化の回数のこと。

※4： 2020年5月に陸揚された大飯3号機が正器スプレイ配管接部における有効性を踏まえて実施する今後の知見修正の結果。

4

卷之三

従来の施設管理では、年劣化による設備の劣化を考慮するが、この方針では、年劣化による設備の劣化を考慮する。従って、構造物等について、この評価結果に基づき、30年を超える方針(長期施設管理方針)を定める。

江陰縣志

従来の施設管理では、年劣化による設備の劣化を考慮するが、この方針では、年劣化による設備の劣化を考慮する。従って、構造物等について、この評価結果に基づき、30年を超える方針(長期施設管理方針)を定める。

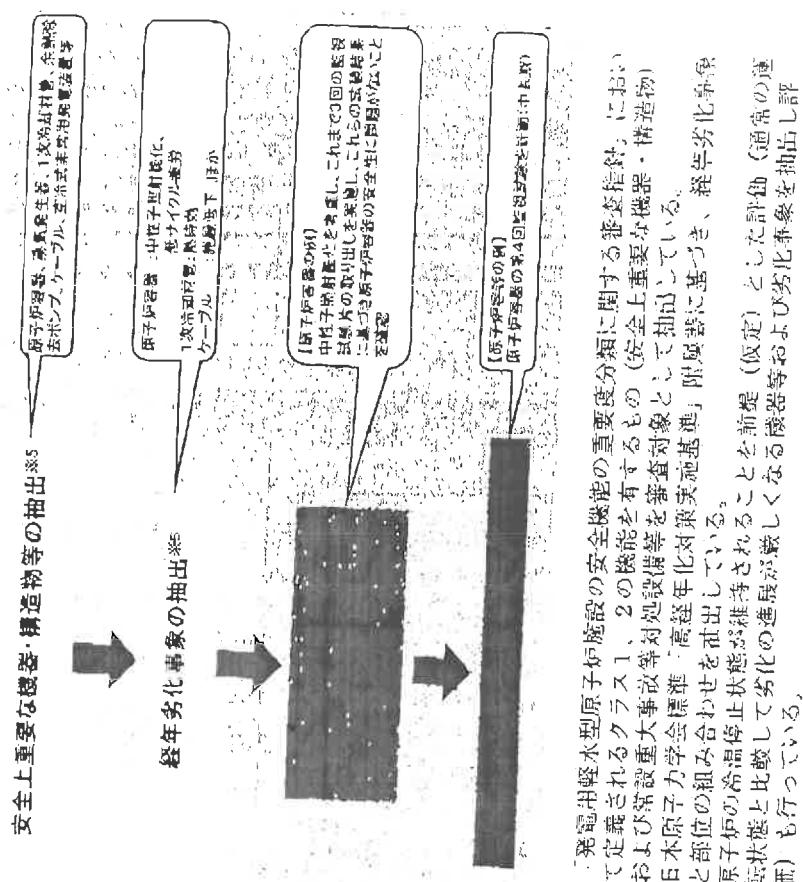
電気の運転を開始した日以降30年を経た後、原子力発電所の安全機能を有する機器・構造物等について、この評価結果に基づき、30年を超える方針(長期施設管理)を定めるもの。

電気の運転を開始した日以降30年を経た場合に生じる、原子力発電所の安全機能を有する機器・構造物等について、この評価結果に基づき、30年を超える方針(長期施設管理)を定めるもの。

電気の運転を開始した日以降30年を経た場合に生じる、原子力発電所の施設等に基づき、30年を超える方針(長期施設管理)を定めるもの。

電気の運転を開始した日以降30年を経た場合に生じる、原子力発電所の安全機能を有する機器・構造物等について、この評価結果に基づき、30年を超える方針(長期施設管理)を定めるもの。

高釋年化技術評述



参考（太陽4量算）

運転開始	1993年2月2日
電気出力	約4180kW
型式	加圧水型原子炉 (PWR)

<運転実績> (2021年3月末時点)  
・累積平均的設備利用率：69.4%  
・計画外停止回数：1回

## 大飯発電所 4号機 これまでの主な保全活動と長期施設管理方針の概要

(添付資料2)

